

「令和 6 年度金融機関と連携したサステナビリティ経営促進事業」

連携金融機関募集要項

令和 6 年 5 月

第1 事業目的

中堅・中小企業がこの先も、成長、発展を続けていくためには、持続可能性への配慮という社会の要請に応えた経営が求められます。持続可能性を意識したサステナビリティ経営の実現のためには、金融機関が深い対話を通じて、取引先等（以下「補助対象事業者」という。）の野心的な経営目標の設定と達成を後押しし、経営転換を図っていくことが必要です。

本事業は、東京都（以下「都」という。）と金融機関の連携により、サステナビリティ・リンク・ローン（以下「SLL」という。）、ポジティブ・インパクト・ファイナンス（以下「PIF」という。）等を活用し、都内中堅・中小企業のサステナビリティ経営への転換を後押しすることを目的とした事業です。

第2 本事業について

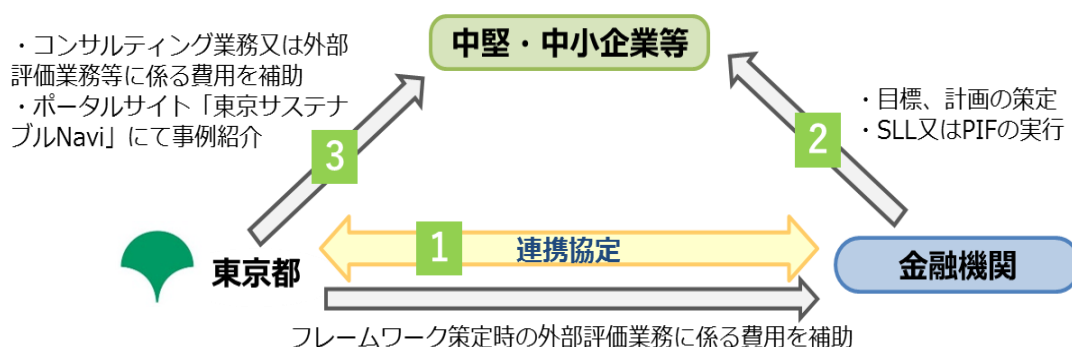
1. 事業概要

本事業は、中堅・中小企業がSLL又はPIFにより資金調達する際に受ける各種コンサルティング等や外部評価業務等に係る費用の一部を支援するほか、グリーンローン又はブルーローンにより資金調達しようとする事業者等に対して支援（外部レビューの付与をいう。）を行う事業に要する費用の一部を支援します。

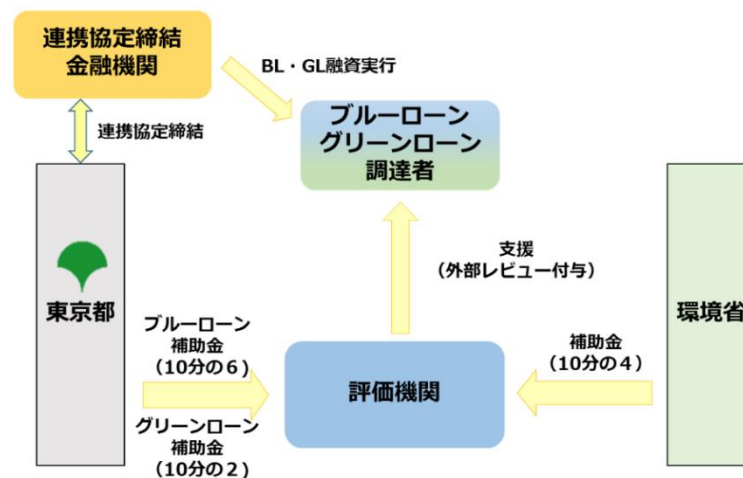
また、都とサステナブルファイナンス活性化にむけた連携協定を締結した金融機関（以下「連携金融機関」という。）が新たにSLL又はPIFフレームワークを策定する際の外部評価業務等に係る費用の一部を支援します。

【本事業のスキーム図】

○SLL/PIF



○グリーンローン/ブルーローン



2. 各主体の役割

(1) 連携金融機関

- ア. S L L、P I F、グリーンローン（ブルーローンを含む）の実行等を通して、補助対象事業者のサステナビリティ経営の実現を後押し
- イ. サステナブルファイナンスの活性化に向けた都との連携施策の推進

(2) 東京都

- ア. 本事業に関して必要と認められる経費の一部を補助金として交付
 - イ. 連携金融機関の優れた取組を都のHP等で発信
- ※補助対象経費の詳細は、補助金交付要綱を参照

第3 応募資格

連携金融機関は、次の1及び2の条件を満たす必要があります。

1. 都内に本店若しくは支店・営業拠点を二箇所以上有する金融機関（都市銀行、地方銀行、信用金庫、信用組合など）であること。
2. 以下の（1）又は（2）のいずれかを満たすこと。
 - （1）以下のいずれかの要件を満たすフレームワークを策定済又は令和6年度内に策定予定であること
 - ア S L Lのフレームワーク

「サステナビリティ・リンク・ローン原則」や「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」への適合性、準拠性、又は整合性について、外部評価機関等から第三者評価を取得したものであること。

イ P I F のフレームワーク（金融機関の実施体制へのセカンドオピニオン含む）

国連環境計画金融イニシアティブ（U N E P F I）の策定した P I F 原則への適合性、環境省の E S G 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性について外部評価機関等から第三者評価を取得したものであること。

（2）以下のいずれかの要件を満たす S L L、P I F、グリーンローン又はブルーローンを実行済又は実行予定であること。

ア S L L

「サステナビリティ・リンク・ローン原則」や「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」への適合性、準拠性、又は整合性について、令和 6 年度内に外部評価機関等から第三者評価を取得していること。

イ P I F

国連環境計画金融イニシアティブ（U N E P F I）の策定した P I F 原則への適合性、環境省の E S G 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性について令和 6 年度内に外部評価機関等から第三者評価を取得していること。

ウ グリーンローン

調達資金の 100%がグリーンプロジェクトに充当されるものであって、「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」や「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」への整合性について、令和 6 年度内に外部評価機関から第三者評価を取得しており、トランジションファイナンスとして資金調達するものではないこと。

エ ブルーローン

調達資金の 100%がブループロジェクトに充当されるものであって、ICMA(International Capital Market Association)等が共同で定める「BONDS TO FINANCE THE SUSTAINABLE BLUE ECONOMY – A Practitioner’s Guide」や IFC (International Finance Corporation) が定める「Blue

Finance Guidelines」への整合性について、令和6年度内に外部評価機関から第三者評価を取得していること。

第4 令和6年度新規連携金融機関募集期間

令和6年5月21日（火）から令和7年3月14日（金）

第5 質問受付期間

募集期間中に随時受け付けます。

E-mail 送付先 S1130103@section.metro.tokyo.jp

第6 応募書類の提出

募集期間内に下記 E-mail 宛に送付してください。（書式自由）

E-mail 送付先 S1130103@section.metro.tokyo.jp

第7 提出書類

応募に際し、都に提出する書類等は次のとおりとします。

1. S L L、P I F、グリーンローン又はブルーローンの取組状況についての資料

※次の（1）又は（2）のいずれか一つ。

ただし S L L、P I F、グリーンローン又はブルーローンのうち複数を取扱う予定がある場合には、取扱い予定がある全ての種別について（1）又は（2）を提出してください。

（1）策定済又は策定予定の S L L 又は P I F のフレームワークについて

- ・フレームワークの概要
- ・フレームワーク策定計画（未策定の場合）

（2）実行済又は実行予定の S L L、P I F、グリーンローン又はブルーローンについて（フレームワークなし）

- ・取組実績および取組計画
（取組計画は、都内中堅・中小企業に対する取組可能先数や S L L において想定される S P T s 等が記載されていること）

2. 中堅・中小企業のサステナブルファイナンス活性化に向けた都との連携施策に関する提案書

3. 登記事項証明書（現在事項全部証明書）（写し）（直近3ヶ月以内に取得したもの）

※「事業目的」を達成可能か判断するため、提案や計画の蓋然性の高さを示す根拠資料の追加提出を求める場合があります。